

福井市の公民館のあゆみ（その1）

1. 公民館の始まり

昭和21年7月5日付『公民館の設置運営について』の文部省次官通牒の「公民館設置運営の要綱（抜粋）」

これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考へ平和的協力的に行動する習性を養ふことである。（…省略…）今後の国民教育は青少年を対象とするのみでなく、大人も子供も、男も女も、産業人も教育者もみんながお互に睦み合い導き合つてお互の教養を高めてゆく様な方法が取られねばならない。（…省略…）それは亦青年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。此の施設は上からの命令で設置されるのではなく、真に町村民の自主的な要望と協力によって設置せられ、又町村自身の創意と財力によつて維持せられてゆくことが理想である。

2. 福井市・福井市周辺部の公民館の誕生（基盤確立期）

福井市

昭和21年12月 1日	福井市公会堂の玄関に公民館の看板を掲げ、議事堂で学級・講座を実施（公民館の誕生）
昭和22年 1月12日	社会教育団体を中心に一般市民の要望により、福井市公民館建設の具体化促進のため公民館委員会を設置
昭和22年 2月	福井市公民館を創設し、市役所3階に事務局を設け活動を開始
昭和23年 4月 1日	東安居・円山・和田・啓蒙（昭和14年に編入した周辺地域）の4か所に福井市公民館の分館を設置し、それぞれで学級・講座をはじめとした文化活動や、地域の運動会・敬老会・慰霊祭・芸能祭・成人式・囲碁大会・かるた会・ハイキングなどの活動を展開 運営審議会は運営審議会委員長だけ任命され、年2回、市が召集した会議を開催

※福井市周辺地区や後に合併した地区では、村条例に設置要綱が取り入れられ、公民館の誕生が積極的に進められた。小学校の一室や寺院、役場・農協から始まり、終戦後まもなく急速に結成された婦人会、青年団、PTA等を中心として団体活動、文化活動が活発に行われていった。

殿下村（昭和38年に福井市に合併した現在福井市殿下地区）

昭和21年10月	殿下小学校に青空公民館として殿下村公民館が誕生 (小学校を拠点として、学校の教職員も含め青年・婦人・壮年・老人が集まり、いろいろな課題を持ち寄つての話し合いや、文化活動や団体活動が盛んに行われた。)
昭和22年 6月	福井県社会教育大会が殿下村公民館で開催
昭和22年11月 3日	殿下村公民館が全国で4館の優良公民館の1館として文部大臣から表彰
昭和23年 3月	北陸三県の公民館長大会開催（公民館のトップレベルとして活動）
昭和24年	殿下村に公民館条例・規則制定 殿下村の広報紙「かじか」創刊（現在も継続）

東郷村（昭和46年に足羽町として福井市に合併した現在の福井市東郷地区）

昭和21年 9月	東郷村公民館が発足 酒生・一乗・上文殊・文殊・六条の各村にも公民館が誕生（館長は村長が兼務）
----------	---

森田町（昭和42年に福井市に合併した現在の福井市森田地区）

昭和21年 5月	森田町青年団が発足（①団員の知性向上②地域社会への奉仕③交友による親交を図る）昭和
26年 5月 1日	森田公民館が元九頭竜青年学校校舎に設置（文化教養機関の総合拠点として） 森田公民館青年学級が開講（勤労青少年を対象に、月1・2回開催）